

國學院大學學術情報リポジトリ

「八代国治旧蔵史料」について：中世文書を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002371

「八代国治旧蔵史料」について — 中世文書を中心に —

堀越 祐一

はじめに

「八代国治旧蔵史料」とは八代国治氏（一八七三〜一九二四）が所持していた史料群であり、現在は國學院大學図書館の所蔵となっている。氏は明治三十年に國學院を第五期生として卒業、東京帝国大学史料編纂掛に入り、『大日本史料』第四・六編の編纂に従事した。大正十一年には國學院大學教授を兼任、主著には『吾妻鏡の研究』（吉川弘文館、一九一三年）、『長慶天皇御即位の研究』（明治書院、一九二〇年）、『国史叢説』（吉川弘文館、一九二五年）などがあり、大正十三年には『長慶天皇御即位の研究』によって帝国学位院恩賜賞を与えられている。本史料群は、昭和三十年に八代氏の嗣子恒治氏が國學院大學図書館に寄贈されたもので、絵図史料も含めて合計三〇七点にも及ぶ。後述するように、中には貴重な史料も数多いが、これらが國學院大學図書館所蔵となっていることは、ほとんど知られていなかった。そこで小稿では、この「八代国治旧蔵本」について概要を紹介するとともに、このうち特に中世文書について、文書の写真と全文の翻刻文を掲げ、それらについて解説する。¹⁾

一 「八代国治旧蔵史料」の概要

「八代国治旧蔵史料」の大きな特徴は、三〇七点のうち五七点もの古地図が含まれている点である（表参照）。大半が古城図であり、これほど多くの古城図がまとまっているのは極めて珍しいであろう。地域的にみると、上総国・下総国という千葉県内の古地図が多くを占めている。八代氏は千葉県の出身であるから、あるいは自らの出身地の古地図を中心に収集したのかもしれない。なお、これらはいずれも近代に入ってから筆写されたもので、多くは江戸・明治初期に書かれたものを明治中頃に筆写されたものとみてよさそうである。^②

文書史料については、書状・印判状が二三二点で、このほかに詠歌自筆懷紙などがある。このうち、最も年代が古いのは保延三年（一一三七）三月の日付をもつ「観世音寺注進状」で、発給者として権都那法師・都維那法師・権寺主大法師・寺主大法師・権上座大法師・上座大法師・檢校大法師の名が記されている。上座大法師・檢校大法師以外の五名は花押を据えているから、正文であると認められる。

中世文書としては文保元年（一一三二）五月付の「東大寺学侶并満寺衆徒等申状案」が最も古く、このほか（文明十二年・一四八〇）十一月十八日付高瀬式部丞宛「太田道灌書状写」、（天正九年）九月十一日付根来寺宛「織田信長朱印状」、（天正十三年・一五八五）六月十五日付水谷勝俊宛「羽柴秀吉直状」などがある。数は少ないものの、織田信長・羽柴秀吉という二人の天下人の発給文書の正文が収められており、その史料的价值は高い。國學院大學図書館が所蔵する信長・秀吉文書の正文としては、『久我家文書』^③所収の天正三年（一五七五）七月十二日付村井貞勝宛信長朱印状（六九〇号）、天正十三年十一月二十一日付久我季通宛秀吉判物（七二二号）、天正十六年四月十五日付久我敦通秀吉判物（七二六号）、天正十九年九月十三日付久我敦通秀吉朱印状（七四〇号）などがあるのみで、その数は多く

はない。それだけに、國學院大學にとっても極めて貴重な史料といえよう。なお、この二通の文書は、これまで刊行された史料集に収録されて⁽⁴⁾いて、内容自体は紹介されていた。しかし典拠は単に「八代文書」とだけされていたため、所在については全くと言っていいほど知られていなかったものである。

近世文書は当然ながら最も数が多い。初期のものとしては慶長十八年（一六一三）二月二十四日付平松時興（後に時庸と改名）宛後水尾天皇口宣案があり、徳川家綱・同吉宗といった徳川將軍の印判状、板倉勝重・松浦詮などの大名の書状が含まれている。中でも特に目に付くのは国学者と水戸藩関係者のもので、国学者では賀茂真淵・本居宣長・伴信友・橘守部・鈴木重胤などの書状があり、水戸藩関係者では徳川斉昭をはじめ藤田幽谷・藤田東湖・鵜殿広生・友部好正・金子教孝・立原甚太郎・原雅言・原忠成など、主に幕末に活動した人物の書状が大半を占めている。その量は膨大であり、今回はこれらの史料についての紹介はできないが、国学、または幕末史研究という視点から考えても興味深い文書が多いと言えよう。

以下、「八代国治旧蔵史料」（以後、文書史料に限定する場合は「八代国治旧蔵文書」と表記する）のうち、とくに中世文書について釈文と写真を掲げる。釈文については、改行を「」で示し、闕字は一字空け、平出は二字空けとした。また、加筆・見せ消ちについては、加筆部分は囲み文字とし、見せ消ち部分は棒線を引いて示した。なお、「東大寺学侶并満寺衆徒等申状案」と「太田道灌書状写」は長文のため、写真は一部のみ（巻末に一括して掲載）となっていることをあらかじめお断りしておく。

二 東大寺学侶并滿寺衆徒等申状案

(第一紙 縦二八・一×横三九・八cm、〔以下、縦の長さは同じのため省略〕)

第二紙 横七・一cm、第三紙 横四〇・六cm 第四紙 横四〇・七cm)

(端裏書)

「公家所進申状土代 住吉訴事 文保元 五 廿一」

東大寺学侶并滿寺衆徒等誠惶誠恐謹言、

請殊蒙 恩裁、住吉神主国冬・同社司兵部不知大輔并河内国住人白井八郎藏人不知以下輩、依塔婆造営料所三ヶ津目錢押領咎、為傍輩向後召出其身、被処遠流重科、於「住吉知行分目錢者、被付当寺、云塔婆造営要」脚不足、云

閉籠惡党破損仏閣、遂忿速造功「子細状、

副進、

一通 閉籠惡党破損所々并修理用途等注文、

二通 院宣案 同惡党目錢濫妨事、可尋沙汰由、被仰武家、

三通 惡党人交名注文、

右、謹檢案内、当寺之興廢者、是為天下安危之「瑞相、吾等之修造者、豈非 朝家奔營之大儀哉、」因茲、寄附仏閣修理之料国、被置造寺奉「行之官職、其外臨時大營之時、被付別料所」者、又以先規也、然間、去正和二年二月之頃、依「東塔雷火之珍事、被寄三ヶ津目錢半」分畢、其所於挾少之条、猶以歎存之処、閉籠一類「之凶徒等、自去年窮冬之比、任雅意致無道濫妨之間、度々」就令 奏達子細、可尋沙汰之由、兩度被下 院宣於「武家了、案文備右、尋此

濫惡之淵底、更不限一類凶徒之」結構、住吉神主国冬称当社造営料所、依知行「目錢^{〔半〕}分、独歩之[■]、借上数百貫之用途於」一類之凶徒之間、惡党者以之為閉籠合戦之」兵糧、国冬者以彼取利錢借上之質券、然間、[■]「遣同社司兵部大輔^{〔不知〕}・白井八郎藏人以下、撰」津国・河内・大和・山城等之惡党、帶武具兵杖、「不退致合戦企之間、雖有勸進還補之号、「無関務管領之実云々、然間、朽損之塔婆者、「弥被侵雨露、修営失其期、世会之国冬者、「増誇利並執着切于心、閉籠惡行之骨目、「塔婆造営^{〔之〕}之魔障、偏在国冬者哉、凡件国冬者、「先年兵庫嶋升米当寺管領之初、为国運^{〔上〕}也^{〔漕〕}」舟船、諸国諸庄之年貢、悉稱為住吉領江井崎」船、致濫妨狼藉之間、解脚所職可被處流刑之由、「依当寺之訴訟、及御沙汰之刻、悔先非痛後勘、「向後永对当寺、不可致不忠之旨、依媚申、以寬宥之」儀、止訴訟畢、其後不經幾年紀、忽以忘先事、「与同一類之惡党、恣致希代^{〔之〕}惡行之条、争可」遁罪責哉、即去三月卅日以彼国冬借上之力、「惡党重閉籠大仏殿、撤堂舎仏閣、構城郭垣」楯、其損失之費、彼修造之煩、仰諸道遂勘」定之處、所注進既及^{〔二十〕}万疋、其旨見兩度」木工等之注文歟、其損物之内、不遂急速之造作」者、寺内縱雖屬靜謐、^{〔難〕}勤行十二大会以下之」勅願者、大仏殿内陣并廻廊之床六十余脚・同」礼堂大床之簀子三面之刹橋・四方犬防等是也、「且下官使被遂実檢、不可有其隱者哉、所詮不可」被求要脚於他所、住吉^{〔知〕}行分之目錢者、年紀已」馳過之上、誇此朝恩、頗好惡行之上者、速被」召放国冬之管領、被^{〔付大〕}厦破損之要脚」者、云堂舎之修理、云塔婆之造営、欲遂速」疾之大功矣、至国冬并兵部大輔等者、依惡」党同意之咎、被解官所職、被處遠流不返之」重科者、向後傍輩之懲肅、天下靜謐之」上計、何事可過之哉、^{〔望請〕}恩裁、任申請被經御沙汰者、弥仰善政之德化、將祈万歳之仙筭矣、所申若無勅許、御沙汰」猶及遲引者、主所宗廡之神輿者遷光於花」城之用下、八宗鑽仰之禪侶者、隱跡於片山之」雲、^{〔三〕}所宗廡之尊神者、没光於護持之台者歟、仍不耐鬱^{〔陶〕}之至、勒在状、書上如件、誠惶誠恐頓首、

文保元年五月 日

作成時期は鎌倉末期、悪党と結託し東大寺塔婆造営料所の目録押領などの濫妨をはたらく住吉社神主国冬と同社司兵部大輔を流罪に処すように、東大寺が訴えたものである。端裏書の「公家所進申状土代」の記述から、朝廷に提出されたものであることがわかる。本文書は、端裏書の内容や加筆・見せ消ちがなされていることから明らかのように、文書の「土代」すなわち草案として作成されたものである。したがって、八代氏がどういった経緯でこの文書を入手したかはわからないが、元々は東大寺に保管されていたものと考えられる。

ところで、これとほぼ同文のものが「東大寺文書」として『鎌倉遺文』（古文書編、第二十四卷⁵）に収められている。これは当然ながら東大寺に伝来して今に至ったものだが、この文書もやはり土代である。よって、草案が二通存在するということになるわけだが、はたして両文書はどのような関係にあるのであろうか。

両者を比べてみると、若干の文字の移動もあるが、際だった違いは「東大寺文書」には加筆や見せ消ちが記されていない点である。ここから「八代国治旧蔵文書」と「東大寺文書」の関係がみえてこよう。当然ながら加筆・見せ消ちがある「八代国治旧蔵文書」がまず作成され、ついでそれを一旦清書する形で「東大寺文書」が書かれたのである。すなわち本文書は、「東大寺文書」の元となったものである。加筆や見せ消ちは、文書の作成段階における作者側の思考の変化を如実に示してくれる。したがって本文書は、「東大寺文書」を補完するものとして重要な素材であると言えよう。

三 太田道灌書状写

（第一紙 縦二三・七×横二五・一cm、なお本文書は計二三紙に裁断して

表装されていて、寸法は二紙目以降もほぼ同一であるため省略する)

(前欠) 竹房致所務候間、深奉恨候、雖縦「一旦非分於申候、争彼仁可思召替」候哉、恐者老体以大功当家再興及「度々候段、眼前事候哉、」

一、小宮山左衛門太郎事、一段以無正躰「覚悟奉成不儀候段、(無)是非候、乍去」不一人事候て、懇親類候間、執申候之処、「無相違致出仕候、然者少所帶事者」被仰出候歟、又御免上者為同名間、致申「沙汰候歟、如何様不可過兩篇旨存候処、」令無足、如今者可致關落様候、太串「事も雖縦御免候、為如此御刷、於途中」可致退屈趣者、為道灌口惜候間、此儘「没身中々一途候、」

一、就屋形(上杉顕定)近陣御催促、去月河越へ「御越、長々有御滞留、被仰候分不被領」掌申哉、不可然存候、四五日以前上田「上野介来り候間、件題目物語仕候処、」如申者一兩年奉対鉢形述懐様候、「細事等中二専去年於秩父多比良」治部少輔所帶事訴訟被申候処、「御領掌既御落居様被仰出、無」其曲候間、外聞口惜被存候歟、此事も「秩父御陣御難儀奉見、構要害」人躰候間、不慮奉恨色々も頭候者大「切候上、彼仁出頭事榛澤御陣之時、」已奉加一言候間、以旁儀被申候歟、」

一、雖事新申事候、先年五十子御難「儀刻、道灌参陣時、(長尾)景春数ヶ度越」使、雖無益之由申候、押而罷立、上田上野介「在郷地小河二一宿仕候処、自飯塚早朝」景春馳越、堅申留候意趣者、於御「陣中御難儀」(上杉憲房)屋形并典厩様不奉洩「様計略最中候、道灌参候者、時宜可相」違旨様々申候処、不能承引致参陣「候、彼支度之趣應而飯塚次郎左衛門」尉相知候、然而景春於許容様候、「於于今沙汰之限存計候、其時五十子」様躰奉見候処、不可旋踵を趣候間、「招越屋形候処、如被申者、於向後景春」而不可拘骨肉好候者、可打越由候、道灌「如返事者、如何雖不憫存候、争御家之」御難儀可思替候哉由申候間、有領掌出陣「刻、(上杉憲実)任庵主様御時之嘉例、御書違事、」奉成取合、一段無為形候、「

一、道灌如申者、景春自元為無器用、(傍輩)被官狼藉人等逐日令倍增候間、(果而不可有正躰候上者、御難儀可為必定候、)此時差懸 天子御旗、可有御對治(退)旨申候處、(長尾)忠景心底二八偏隔心様相見候、(太田資清)親候入道者聊尔事候間、却而腹立仕候、(唯為不損破、連々加折檻候者、心中)可持直様存候歟、其後景春鉢形へ罷(移、)深根成広枝葉時者、既御手余(見候間、)一段被和、先忠景暫時辺土へ(相退被取成、)御無為候様意見可被申(旨、)屋形五十子在陣之間、數ヶ度親(二八入道所へ申送候處、)不申達候哉、無其曲候、

一、翌年三月道灌者向駿州今川(義忠)新五郎殿為合力相州江罷立、六月(越足柄、)九月末為如本意豆州北条へ(致參上、)十月末令帰宅、其儘不及出頭候、(其意趣者、)他国江罷立及十ヶ月、難儀(取合候處、)忠景一度不預音信候、若干公私奉成御無為、不論親疎励粉骨(候處、)無幾程恩忘、如此候間、且恨入、(且陣旁候間、)以旁儀差籠候、然而果而五十子被及御難儀、翌年正月十八日(東上野へ被開御陣候、)其刻も道灌景(春所へ親類統訓藏主并卜嚴於越置、)既屋形・老父御一所候上者、何方へ雖被(移御陣候、)不可障申旨様二申候間、(依不奉襲、)御無為御越利根川、河内へ御移候、

一、河内御移以後、自景春所倩大石見守・(宝相寺、)吉里宮内左衛門尉差副、御当(家始中儀尋意見候間、)道灌如申者、五十(子御陣事者及三十年、)被立(天子御旗候處、)慮外題目故被退御陣(候上者、)為利運鉢形在城不可然候、所詮(此時他国へ罷退、)不存緩怠旨、奉懇望(候者)尤(尤)候、然者於道灌可致同心候、若他国不(庶幾候者、)相州道志会下へ罷越、相憑(当方致訴訟候者、)去共可被申達候歟、(無其儀候者、)争可被見捨候哉之由申(候處、)不致承引候、

一、河内御座時、道灌如申者、当方者先有(帰国、)関東不破様被取成、連々御本腹(事可被廻計策旨、)度々申候、二月(比情梵種候而も申送候處、)其不叶(事切返事候、)不及力成其略候、

一、江戸近所江豊嶋勘解由左衛門尉(門脱)・同弟「平右衛門尉所構対城候間、江戸・」河越通路依不自由、先勘解由左衛門尉「要害以可令落居分、相州勢数於密仁」途中江召越、三月十四日可致夜詰行於「候処、大雨降而多破河増候間、調儀令相違候、」

一、相州二八景春被官人溝呂木在所於「誘要害候、越後五郎四郎者小磯与」申地構山城候、景春傍輩二八金子掃部助在所小澤与申所於拘要害候間、所詮「自彼国可致手始旨存置、途中江勢」数於二月十八日溝呂木要害江差遣候間、「令自火没落、当日小磯要害江差寄」終日相攻、及晩五郎四郎令降参候、其「後向小澤城、張陣候、難儀之間急」度難事行候き、」

一、当方自元無勢候上、河内人致供、又上田「入道并同名凶書助相副、勢州河越二」差置候、相州之衆二少々当国者共相加、「向小澤城在陣、江戸二八纒勢数二候間、」刑部少輔并三浦介招越、一所二相談候「時節、吉里以下小澤陣為後詰当国」府中二執陣、小山田相散、相州及難儀候、「矢野兵庫助以下者河越為押苦林」張陣候処、河越留守之衆四月十日打「出、彼仁際相散、招出凶徒、於勝原者」合戦、得勝利候、「

一、同十三日自江戸打出、豊嶋平左衛門尉「要害江致矢入、近辺令放火打掃候処、」兄勘解由左衛門尉相供石神井・練馬「自両城打出襲来候間、返馬於江古田原」令合戦得大利、平左衛門尉以下数十人「討捕、翌日石神井要害江押詰、一往之儀」候上者、可服先忠旨相和候処、十八日罷「出対面仕候、此上者可崩要害旨申候処、」結句相誘偽歴然候間、廿一日外城攻落候、「(後欠)

(前欠)懸由候、切所事候間、不可然候、「道灌如存者、自次郎丸打上、鉢形与御敵」陣間へ成可入馬威候者、慥御敵原中江可打「出候歟、然者於途中可有御合戦旨存、十四日」曉者忠景不及相談打立候処、頗其後も「様々被申候、清水川畔御陣場事者」後大河於被成前候間、其日も御滞留候者、可為「御難儀旨存申抔、次郎丸江打立候間、被遣」

御旗候、如案凶徒極其行候間、至于有「土原被返御馬、於眼前各摧手、討亡大」軍、向殘党等富田二被張御陣候處、(足利成氏)古河様御発向、自後以数千騎被襲来「候間、御陣為難被抱、可被引退趣御内」談處、或乍御而所河越・江戸両城へ可被「執入旨申仁も候、或御屋形様者上州江」御移、当方者河越へ可打歸旨申族も候、「道灌者御一所二上州江可有御移旨申、上田」上野介一人同心仕候、」

一、於白井徒被送日数、諸勢及難儀候上、「東上野へ打出、少々境敵領掠取、令勘忍」候者、定自瀧御陣被分御勢候歟、不然者「御発向候歟、可為兩篇候間、切所へ引上、」廻行、守時節差懸候者、雖縱多勢候、御「方於勝利者可為必定旨存、九月廿七日」白井於被立候、御自身御出御留候共、「軍勢既致欠落候而者、不可有其曲旨」被存詰而、片貝へ出陣候、十月二日荒「卷上并引田辺陣場等見廻、其心当」候處、如案結城・両那須・佐々木・横瀨(國繁)、其「外彼口之諸勢申談、景春并彼国同」名六郎以多勢寄来候、兼日覚悟前候「間、塩壳原江打上、引田切所於当前取陣、」被出天子御旗候者、其時可及合戦「旨存候處、聊尔之由意見被申方共候歟、」無其儀候處、十一月十四日御敵令退散候、「細井辺二用水堀候、加其前後追懸可致」合戦旨存候處、忠景陣所隔候間、打着「候於相待候故押延候、於于今無念候、下野」辺之勢数其儘直二致歸国候、「

一、十一月廿六日漆原へ被出 天子御旗、徒「被送日数候間、親候入道大将御陣江参、」若干申談候間、保戸田へ被相遣候、然而「十二月廿三日 (足利成氏) 公方様瀧之御陣於御立、」和田へ被差寄、翌日觀音寺辺江被打立「候時も、就御馬被立所等、様々儀共候、御存」知之前候間、不及申候、「

一、広馬場御陣時、如存者、国分打廻、自「御敵陣後被懸候者、勝利不可有疑旨」申候處、越後衆如令申者、白井於成後、「御合戦尤候、不然者不可有同心旨候間、其分」相定候處、正月一日長井左衛門尉・寺尾「上野介以兩使、自築田方申旨候間、」以旁儀、翌日峯林へ被立御陣候、然而同「四日結城・宇都宮以下陣於引払打歸候、」五日為始

(守脱) 留所要害所々御敵陣共令自火、「公方様も于今御陣払、被返御馬候、其時」様躰前代身聞候歟、其日諸勢申旨」候、徐各返着及迷惑候歟、親候入道白井」双林寺へ罷越候、雖然 屋形相談旨候間、「自身大將様御陣へ無被申候共、無」御承引候、尤被奉対公方様候与、彼御」申定候上者、争御偽可有之候哉、「至于今景春者各別儀候間、於国可被」討留旨存候、于今可被思召合候歟、」

一、自倉賀野御陣当方相分而此国へ」被出候時も、若干御抑留候しか共、当国無」静謐も御本意難在候由存、親候入道」相談、修理大夫於引立、正月廿四日河越へ」一日懸二打着、翌日道灌、豊嶋勘解由」左衛門尉向江戸要害平塚与申所」筑対城楯籠候間、彼地へ為寄馬膝折」宿へ着陣仕候処、其晚令没落候、足」立迄追懸候、遙逃延候間、及晚江戸城へ」入馬、翌日朝丸子二御陣候、向御敵差懸」候処、小机要害江逃籠候間、其儘押詰、「二月六日及近陣候、」

一、修理大夫二ハ親候入道相副、河越二候処、景」春令蜂起、浅羽へ打出、吉里二一勢相加、「大石駿河守在城地二宮へ着越、小机」陣致後詰様廻謀略候処、三月十日自」河越浅羽陣へ差懸追散候間、景春者成田」御陣へ参、千葉介相

(太田資忠)

(千葉孝胤)

談、返馬羽生峯二取」陣候、同十九日自小机同名図書助二着」刻、一勢河越へ越、翌日廿日向羽生陣」修理大夫寄馬候間、千葉介并景春不」及一戦令退散、成田御陣江逃参候、方々儀」如此候間、小机城四月十一日令落居候、相州二も御敵城五六ヶ所候、専金子掃部助」小澤城令再興相拘候、当方分国間、急」彼等於可有追放旨、雖申仁候、先当国令」静謐、速御迎以参度分、大石駿河守楯」籠候二宮寄陣申宥候間、服先忠、二宮」事如此候間、相州磯辺城者令降参、小澤」城者致自落候、雖然残党等奥三保二」楯籠候間、道灌者当国村山与申所へ」寄陣、同名図書助・同六郎自両口奥」三保へ差遣候処、本間近江守・海老名左」衛門尉・甲州住人加藤其外彼国境者共」相談、六月十日四日御方陣へ寄来候処、於」搦手図書助搦手得利、海老名左衛門尉討捕候由、夜中村山陣へ告来候」間、未明罷

立、同十六日越甲州境、加藤要「害江差懸打散、為始鶴川所々令放火」候間、其儘相州東西靜謐候、

一、武・相兩國御方相催、修理大夫為御迎七」月上旬比河越於立、并草与申所二着陣、」同十三日青鳥へ寄陣、十七日越荒河鉢形」与成田間二張陣候處、夜中自鑿田」中務太輔方以早馬如被申者、於上州被」御申合候、以首尾上下可有御一統候、然而」景春御近辺二候間、御難儀趣、一勢可遣」旨申候間、未明打立、道灌景春陣江」馳向候處、令退散候、其隙二 公方様利根」川於御越、古河江御帰座候き、然間、修理大夫」者森腰二取陣、道灌者其儘成田張陣、」榛澤へ御着於奉待請候、雖然可被立」 御旗地無之由御内談候處、道灌如^{〔申〕}」者、鉢形要害可然存候、其故者大将」計有御座、御用心地者不十分歟、」祇候面々不退被奉副而、相兼武・上両」国地形肝要之由申候處、為始忠景」一両輩不庶幾由申候しか共、道灌依」申張候、当城へ被移 御旗、其以後」若干雖危子細等も、至于今日迄為御」無為、両国兼全御拘候事、非道灌功候哉、」

一、千葉介孝胤御退治事、古河様へ申^{〔成〕}」自胤為合力向彼国、当方被発事、」好事様存方も候歟、既都鄙御合躰之事」不庶幾旨、最初孝胤被申者無覚」悟候、殊景春許容候上、自胤為如本」意、鉢形様・修理大夫彼方有御談合、」関東御無為之儀候者、於以後も少人等頭於」不可出候間、以旁儀廻其略、十二月十日」於下総境根原之合戦得勝利、翌年」向白井城被寄陣候、長陣之事候間、諸」勢打帰難儀成候間、可被寄」 御旗旨、度々被申候處、無其義候間、」果而及凶事帰国候、雖然下総二八海^{〔上〕}」備中守、上総州二八上総介、武田三河入道^{〔武田信高〕}」以下背孝胤、各構要害、既三河入道」者子息式部丞国二差置、自胤方へ令」帰服、当国へ罷越候、両国為躰如此候間、」白井城下八同名凶書助并中納言以下」親類・傍輩・被官人等数輩致討死候、」此失於取合致校量候處、遥御方御徳」分候、其故者如以前兩総州為全」 古河様御刷、如今者、恐者可為御大儀候歟、」

一、熊野堂殿様御進発事、自当方」申請様令覚悟方候、曾以無其儀候、」於古河有御内談、為御証人立御申^{〔候〕}」處、

国事如思召無之而、結句不慮江「戸城へ被入御馬候、其以後秩父御陣御」難儀之時、就古河様へ御申時宜、無「量壽寺為御使被進候上者、御礼等御申可然」旨申候処、御疎遠之様候、誠口惜存候、」

一、同九月景春長井城へ罷移、自其秩父江「引籠候、大儀之処、忠景如意見、秩父」御退治候者、長井義自然可敗北候、於長井「城被責諸勢候而者、以何勢秩父於可有御」退治候哉之由被申候、先以無余儀候歟、雖「然道灌如申者、秩父与長井何可輒候哉、」兵法二八对易与候間、先可被及長井候」之由申候間、私於被着向旨屋形より被仰候歟、「堅被申付候間、向彼城十一月廿八日江戸を」罷立、十二月十日金谷談儀所へ着陣仕候」処、忍城二雜説候之由粗申来候間、不慮「越度候而者及可為御難儀旨存□□候、」翌日廿九日下久下へ寄陣、成田下総守(親泰)「付力候間、彼城無為候、御不審候者、以事」次如此申段、成田二可有御尋候、」

一、正月四日景春兎玉へ令蜂起候間、同「六日塚田へ罷越、其儘諸勢於相集、修理」大夫太谷へ寄陣、同十三日沓懸へ相進、「翌日兎玉陣江可差懸儀定候之処、其(後力)」景春飯塚陣へ致夜懸、其儘秩父江「令退散候、其時節も当城二不被立 御旗」者、時宜可為大切候歟、」

一、去年以来者罷成衣鉢、雖閑人一分候、「不信心走廻候間、猶以可預御感歟之由存」候処、剩無情御刷併不運至候、畢「竟為無覺悟徘徊故歟之由、深慚愧候、」

一、当方同心候御奉公衆并当国一揆其外「当方家風中忠節事者、委不申」立候、凡貴所計大概註申候、吉良殿様「御事、自最初江戸城二御籠候、以彼御」下知、城中者動、数ヶ度合戦、得勝利(候)、」

一、木戸三河守殿同在城候、兵儀已下事、「專被加意見候、被官白井次郎左衛門」尉者道灌同心二白井二令勘忍候、「一、千葉実胤事者雖当方被渡縁者候、」被招出太石石見守、葛西へ被越、「公方様へ内々被申旨候、雖然孝胤出頭事候者」依無御許容、濃州辺流落候、」

一、自胤事者江古田原合戦時、馳加刑部(上杉朝昌)少輔一所、自身被打太刀、上州江御下向「刻より江戸城へ籠給候而、彼家

風中」度々合戦動無比類候、」

一、磨間讚州様并本郷入道殿事、自河(越)御移刻、道灌奉憑候間、河越仁御在所候、」左衛門佐殿并六郎五郎殿事者、(上杉憲清)
(上杉能香)

如御」存知修理大夫御同心ニ上州江御下向候、」

一、長井殿事者白井御座内ニ顯其色、」於在々所々自身打太刀、家風数多」討死、定巨細不可被知召候哉、能々存知

之人躰ニ于今御尋、連々其御覚悟」簡要候、白井へも為代官築地・藍原・神」保両三人令在陣候、」

一、相州二(三浦義同)八(三浦義同)三浦介方数ヶ度合戦、当方」骨肉候間、勿論候歟、」

一、渋川左衛門佐殿御事者、板倉美(濃)守自最初道灌以同心儀、相州所々」令合戦参御迎、於有土原合戦にも摧手、

白井へも致御供、御再興以後、小机并相州」奥三保・下総境根原合戦時も戦功異」他候、左衛門佐殿者白井御留守、

相州并」鎌倉辺於所々御自身被打太刀、」御家風中少々討死、御粉骨無」比類候処、御名寺地渋川庄于今相」違之

段、都鄙聞誠不可然存候、」

一、一色奥州御事、自富田御陣江戸城へ」御帰宅候処、上州江御移候間、被押隔」方々被相忍、是又渋川殿御同心ニ

御(動力)」異他候、関東惣別儀、雖不御私候、今度」題目者自御家中乱来候処、諸家」如此段、被奉対鉢形非御志候哉、

此(大カ)」乱急度難励御静謐候間、為向後」御報謝不可被懈候歟、」

一、太森信濃守事者、父子兄弟間相分」而自最初致御方、江古田原・相州奥三保・」下総境根原・白井城下於所々合

戦、一」度無懈励戦帰候き、河村大和守事者」於何方も無戦功、剩先年於白井御」難儀刻、不及御暇逃帰候間、既

被遣討手」候処、為不追付罷帰候、如此候処、大和守」被思替、無情御刷難敷次第候、」

一、松田左衛門尉事者、雖河村令合宿候、」残留忠信不味不感候、」

一、一兩月御近辺致祇候、如承関東御「静謐事、急度難有之候歟、諸人」不運此時候、第一御家内人事不「調候、然
 間、上州辺毎事猥様候、畢」竟当断不被断故候哉、古来諸国「家治大乱事者得人仁候、^(カ)古人云、国有三不詳、不知
 有賢人一不詳、知」不用二不詳、用不任三不詳、然者「准得失ハ、任不任可有之候歟、此等趣」可令得御意給候、

恐々謹言、

(文明十二年)

十一月十八日

(太田)
道灌

謹上 高瀬式部丞殿

この文書は、太田道灌が長尾景春の乱を収束させたのち、上杉顕定の被官である高瀬式部丞（後に触れる「松平文庫所蔵文書」では「高瀬民部少輔」となっている）に送った書状の写しであり、⁽⁶⁾現在には三十二紙に裁断され保存されている。なお、紙継目の数から、本来も三十二枚もの紙を張り継いで書かれたことがわかる。「太田道灌状」などとも言われ、写しにも関わらず、長文であるため非常に多くの情報を含んでいることから、太田道灌の書状として最も著名なものとなっている。戦国初期の関東の状況を知る上で極めて有力な材料であり、そのため『新訂増補埼玉叢書』第四卷や『新編埼玉県史』（資料編 中世1 古代1）⁽⁸⁾などの刊本に翻刻されている。『埼玉県史』の出典は「松平文庫所蔵文書」で、注釈として「松平文庫ト同系統ノ写本ニ尊経閣文庫本アリ。コレラト文字及ビ文章ノ異同甚シキ写本ニ國學院大學図書館本アリ。ココデハ、松平文庫本ヲ底本トセリ」と記している。「八代国治旧蔵文書」を底本に採用しなかったのは、冒頭など欠落している部分が多いというのが大きな理由であったと思われる。

たしかに欠損があるというのは、史料の価値を損なうものであることは間違いない。しかしながら、それでも本文書の意義は非常に大きいであろう。というのは、この文書は道灌の時代からさほど遠くない時期、少なくとも近世以

前に書かれた可能性が高いと考えられるからである。

たとえば巻末の写真②の右側後ろから二行目に、

一、翌年三月道灌者向駿州今川

新五郎殿為合力相州江罷立、

とあるが、「今」と「川」の字が不自然に離れて書かれていることがみてとれよう。固有名詞である「今川」の間に入る語句は想定できないから、これは文字が欠損しているわけではない。そこでその部分をよく見ると、料紙の繊維が左側によれてしまい、穴が空いていることがわかる。つまり、「今川」が離れて書かれているのは、元々料紙が破損していたためなのである。よってこの文書を筆写した者は、あえて破損した紙に筆写したということになる。紙にさほど不自由しなくなった近世では、このようなことはありえないであろう。このような箇所はほかにもいくつか散見できるし、また文字や料紙も近世のものとは異なる印象を受ける。

「松平文庫所蔵文書」がいつごろ書かれた写しなのかを知る材料を持ち合わせていないため、どちらが先に書かれたかはわからない。だが、これと「文字及ビ文章ノ異同甚シキ」とされる「八代国治旧蔵文書」とを併せて、さらに他の文書史料なども含めて検討していくことで、戦国初頭の関東の情勢が一層明らかになろう。

四 織田信長朱印状

(本紙 縦三〇・二×横四六・五cm、朱印 縦五・五×横四・八cm)

今度至高野「惣分相動、神妙候、」殊更両四人事「別而情入候趣、」感情不斜候、」弥馳走専一候、尚「左兵衛佐可申

(織田信長)

候也、」

(天正九年)
九月十一日 信長 (朱印)

根来寺

弥勒院

池上坊

岩宿坊

愛
■ (染院)
■

先述したように、この文書は奥野高広氏の大著『織田信長文書の研究』下巻に収録されていて、年次を天正九年(一五八一)に比定しているが、少稿も異議を認めずこれに従う。⁹⁾

前年に石山本願寺攻撃の怠慢を責められ、信長によって高野山金剛峯寺に追放された重臣の佐久間信盛はこの年七月二十四日に死去した。これを知った信長は、金剛峯寺に対して信盛の遺物及び信長に敵対した荒木村重の残党を出すように命じたが寺側はこれを拒否、信長は高野山を包囲させて高野聖千人余りを斬らせたという。文書の宛所である根来寺の衆徒もこれに加担したため、感状を与えられたとされる。

本文書は、写真を一見してわかるように、料紙を中央から半分¹⁰⁾に折った折紙の様式となっている。また折り目は八折で、これは信長文書の紙の折り方としては基本的なものである。紙はかなり傷んでいるが、裏打ちもなされておらず、当時のままの形を残している点で貴重な信長朱印状と言えよう。なお近年において、原本調査に主軸を置いた信長文書の研究が深化をみせている。¹¹⁾ 筆跡や印判の形状、料紙の紙質や折り方など、活字史料からは伝わってこない情

報に目を向けることの重要性が注目されつつあるということだろう。その意味では、この史料は信長文書の原型をとどめる極めて貴重な素材であると言えよう。

ちなみに筆跡について、本文書を共に閲覧した竹本千鶴氏は、信長の右筆である楠長諳の筆による可能性が高いのではないかとの見解を示しておられた。信長の右筆には、楠長諳の他に明院良政・武井夕庵らの存在が確実視されている。このうち長諳はもつとも新しい右筆で、天正元年（一五七三）以降登場し、信長権力の進展にしたがって数的に他の右筆をしのいでいくとされる。また長諳の筆跡の特徴は、ダイナミックな筆勢とその反面「信長」の署名は簡略に崩して小さく書くというもの¹²という。そこで本文書の筆跡を見ると、「長」の字は破損していて確認できないが、「信」は長諳の筆跡の特徴と一致する。他の長諳筆とされる信長文書と比較しても、筆跡は非常に似ていることから、竹本氏の見解の通り、本文書は楠長諳が書いたものとみてよいと思われる。

なお、包紙も残っているが、それには「万治三曆子七月十七日 信長御書」と記されていて、これは後世（一六六〇）の作であって当時のものではない。

五 羽柴秀吉直状

（包紙 縦二五・八×横九・一 cm 本紙 縦一八・四×横五一・二 cm）

（包紙ウワ書）

「水谷伊勢守殿 （勝俊） 秀吉」

去卯月十日書状、今日十五「至大坂到来、加披見候、（結城）抑対晴朝、自今以後不可」有疎意候、然而此表無残」所任覚悟、

明隙候条、来廿日」比二北国乍見物秀吉令発足、「越中在之佐々内蔵助企悪」^(成政)逆候之条、先手之者共二成敗」儀可申付之、連年富士一見」望候条、其節可遂初面候、「其表之儀今少之間、諸事」氣遣尤候、何道ニも晴朝」事令馳走、可任存分候間、「可心易候也、」

(天正十三年) (羽柴)
六月十五日 秀吉 (花押)

(勝俊)
水谷入道殿

これは羽柴秀吉が関東の戦国大名である結城晴朝の家臣水谷勝俊に出した返書であり、切紙の形式で書かれている。また切封や墨引の跡がはつきりと残っていて、この文書が間違いなく正文であることを物語っている。信長朱印状と同様に裏打ちもされておらず、当時のままの形をとどめており、しかも保存状態もよく虫損などはほとんどないため、その意味では数ある秀吉文書の中でも貴重なものと言える。

年次は「越中在之佐々内蔵助企悪逆」という一文から判明する。すなわち越中の佐々成政が秀吉の討伐を受けた天正十三年（一五八五）のものともみて差し支えあるまい。ちなみにこの年八月に秀吉は越中へ向けて出陣し、同月中に佐々を降している。

なお、先の信長文書やこの文書の様式は、足利將軍の発した「御内書」と同様のものである。御内書は書状に近い形式だが、書止文言に「謹言」や「恐々謹言」ではなく「也」や「状如件」を用いる点に特徴があり、「書札からいえば、書状よりは遙かに相手を見下した様式」¹³⁾とされる。本文書では、宛所の「殿」を仮名文字で「とのへ」とせず、かろうじて漢字で「殿」と読める程度のくずし方で抑えているが、これはまだ秀吉の身分が頂点を極めていないためであろう。この時期、秀吉は正二位内大臣という高い官位を得ていたが、関白に任官するのはこの翌月のことであった。

それでも、一大名の家臣、しかも無位無官の者に宛てたにしては、総じて秀吉にしてはずいぶん礼が厚いとの印象を受ける。「殿」もそうだが、宛所の位置をみても、たしかに下げて書かれてはいるものの、秀吉文書はこの時期すでに料紙の下いっぱいに下げて書くことが多くなっていたから、それに比べればやはり多少厚礼と言える。どうやら、関白任官前以外にもなにか理由があるように思われる。おそらく秀吉は、水谷勝俊の仕える結城晴朝に配慮したのであるまいか。

結城晴朝は下総国の戦国大名で、後に秀吉の命で徳川家康の次男秀康を養子に迎えたことで知られる。豊臣政権下で最高の待遇を得ることになる家康の次男、しかもこの時すでに長男の信康は死去しているから実質的には長男に相当する秀康を養子にしようとするほどだから、秀吉は結城氏を名家と認識していたことは疑いないだろう。秀吉と関東・奥羽の大名の関係については、近年藤木久志氏が提示した「惣無事令」の是非をめぐって議論が活発になってきているが、¹⁴戦国末期関東の情勢は、秀吉とこれらの地域に勢力をもつ個々の大名との交渉を綿密に検討していく必要もあろう。

おわりに

「八代国治旧蔵史料」は、全てが個人によって収集されたものであるため、その内容は非常に多岐に及んでいる。筆者は中世文献史学を専門とするため、小稿では中世文書に限定して紹介したが、先述したように、本史料群はむしろ近世文書や古地図などが大多数を占めている。とりわけ近世文書は、施政者や学者の書状、和歌などバラエティーに富んでいて、様々な分野の研究者の興味・関心を引くものである。本史料は今後大いに活用されるべきであろう。

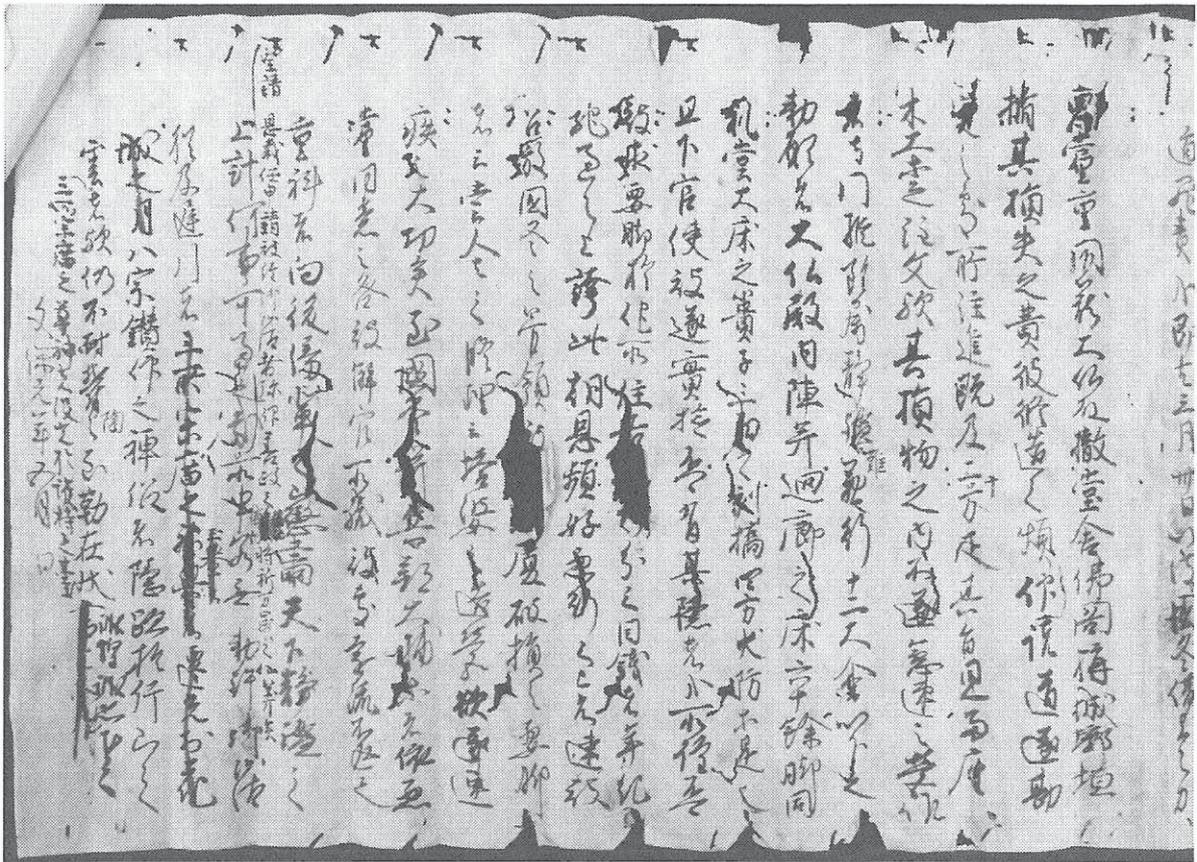
注

- (1) 八代国治氏の旧蔵史料は、現在國學院大學図書館所蔵となっているもののほかにも存在する。東京大学史料編纂所蔵蔵影写本「八代文書」十一点がそれであり、これは『北区史』資料編古代中世に翻刻されている。『北区史』では、これらを「伝来の仕方から考えて、これら十一点はいずれも仙波仏蔵院の相伝文書で、年代もほぼ同時期」であろうとしている。ただし残念なことに、原本の所在は不明という。
- (2) たとえば「上総国周准郡大久保大膳領地図」には「元禄十二己卯歳六月廿一日 大久保忠易公幕下蜂谷理左衛門尉」と書かれてあり、元は元禄年間に書かれたものであることがわかる。また「沖繩舟路詳細之図」には明治十九年に、「富嶽人穴測量之図」には明治二十四年に筆写したと記されている。
- (3) 続群書類従完成会、一九八四年。
- (4) (天正九年) 九月十一日付根来寺宛織田信長朱印状は奥野高広『織田信長文書の研究』下巻(吉川弘文館、一九七〇年)に、(天正十二年) 六月十五日付水谷勝俊宛羽柴秀吉直状は『大日本史料』第十一編之十六に収録されている。
- (5) 竹内理三編、東京堂出版、一九八七年。
- (6) 黒田基樹『図説 太田道灌 江戸東京を切り開いた悲劇の名将』(戎光祥出版、二〇〇九年)。
- (7) 国書刊行会、一九七一年。
- (8) 埼玉県発行、一九八二年。
- (9) ただし、本文末を奥野氏は「可申入候也」としているが、写真で確認できるように「可申候也」が正しい。
- (10) 平成十二年度秋季特別展『信長文書の世界』(滋賀県立安土城考古博物館、二〇〇〇年)。
- (11) 岐阜市歴史博物館を主体として「信長資料集編集委員会」が発足し、「信長資料集」の刊行が予定されているという。
- (12) 信長の右筆については、前掲『信長文書の世界』に詳しい。少稿もその見解に拠っている。
- (13) 佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年)。
- (14) 二〇一〇年だけでも、尾下成敏「九州停戦命令をめぐる政治過程——豊臣『惣無事令』の再検討——」(『史林』九三巻一号)、竹井英文「『関東奥両国惣無事』政策の歴史的 성격」(『日本史研究』五七二号)、藤井讓治「『惣無事』はあれど『惣無事令』はなし」(『史林』九三巻二号)があつて、現在の豊臣政権研究において、もっとも活発な議論が展開されて

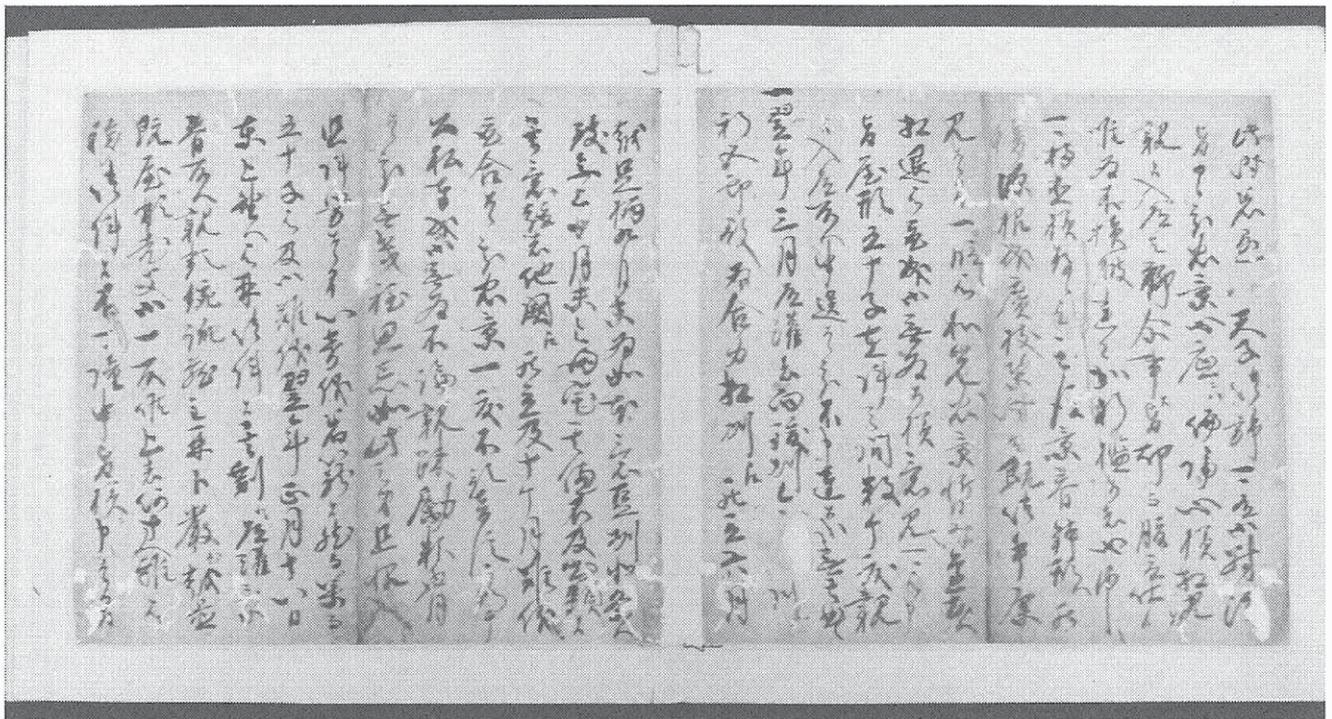
いる分野である。

【表】「八代国治旧蔵史料」所収古城図一覽

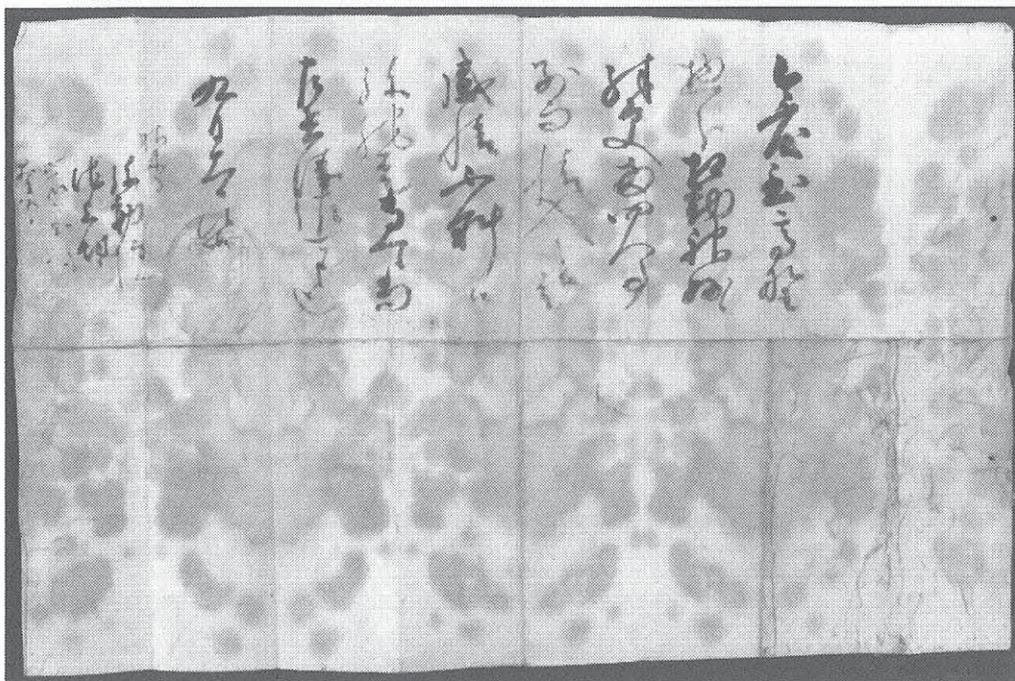
19	上総国望陀郡篠子古城蹟之図	38	越後山篠城之図	57	沼田城之図
18	上総国市原郡椎津古城之図	37	下総国佐倉旧城ノ図	56	駿州江尻城之図
17	上総国長柄郡中原古城之図	36	相州足柄古城之図	55	駿州興国寺古城之図
16	上総国望陀郡龜山郡詳細全図	35	志摩国鳥羽城之図	54	下難波田古城之図
15	上総国天羽郡佐貫城之図	34	下総国関宿ノ図	53	信州上田城之図
14	上総国周准郡市場古城之図	33	大和国十津川浪士追討之図	52	駿州田中城之図
13	上総国夷隅郡勝浦古城之図	32	駿府御城分間之図	51	飛州高山古城之図
12	上総国山辺郡成東古城之図	31	高山城之図	50	上州沼田城之図
11	上総国望陀郡戸崎古陣屋跡之図	30	河内国石川郡国見城山之図	49	野州足利古城之図
10	久留里城高低実測図	29	前橋領御山書込龜山分見図	48	信州海津城之図
9	久留里古城地之図	28	久留里城地之図	47	上総国望陀郡湯那古城跡之図
8	上総国夷隅郡布施古城之図	27	上総国根古屋城之図	46	東金古城址及御屋敷跡之図
7	殿裏之図	26	上総国望陀郡久保田古城之図	45	沖繩舟路詳細之図
6	上総国天羽郡峯上古城之図	25	上総国望陀郡旧有古城跡略図	44	備前国下津井古城之図
5	上総国周准郡大久保大膳領地之図	24	上総国天羽郡上後古城之図	43	深澤古城之図
4	上総国夷隅郡興津古城之図	23	上総国天羽郡金谷古城之図	42	野州大田原城之図
3	上総国天羽郡鬼冨山縮図	22	上総国武射郡坂田古城址之図	41	遠州諏訪原古城之図
2	上総国山辺郡土氣古城之図	21	上総国武射郡坂田古城之図	40	大和国古山稜之図
1	上総国望陀郡戸崎古城跡之図	20	上総国周准郡下飯野陣屋之図	39	富嶽人穴測量之図



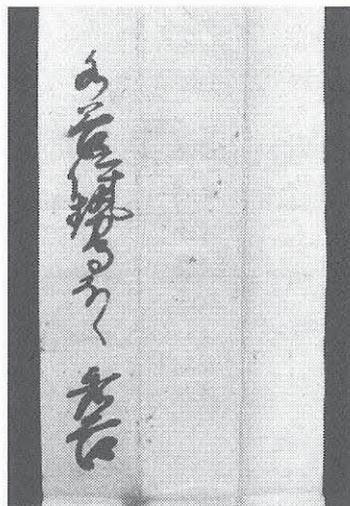
写真① 東大寺学侶并満寺衆徒等申状案



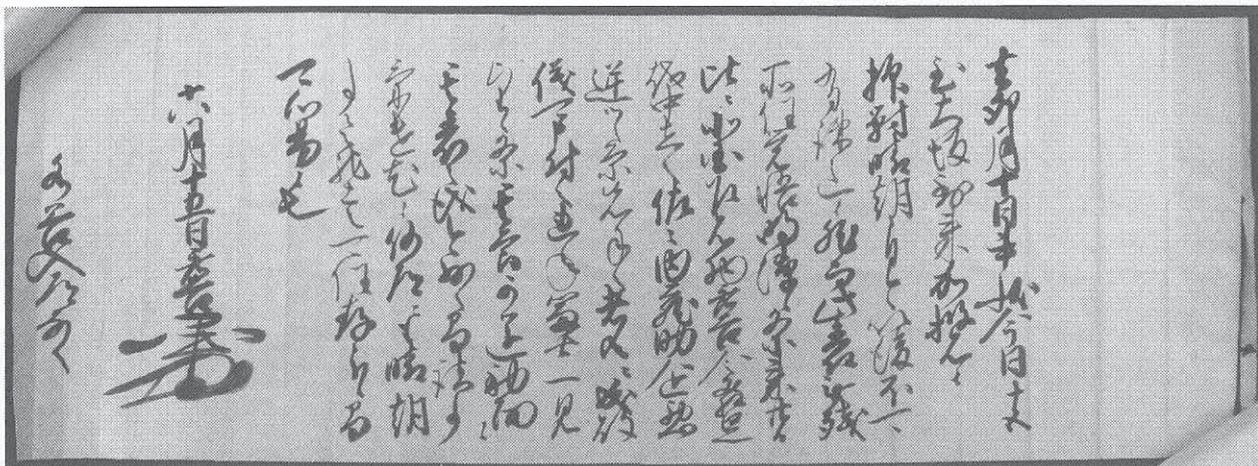
写真② 太田道灌書状写



写真③ 織田信長朱印状



写真④
羽柴秀吉直状 (包紙)



写真⑤ 羽柴秀吉直状 (本文)